

---

---

## 令和6年度 学術・保険研修会（三重県柔道整復師会）について

---

---

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）では、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害、又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給）を行っています。

また、給付実績から得られた事故情報を整理・分析の上、外部有識者の知見をもとに事故防止のための様々な資料を作成しております。

今回は、三重県柔道整復師会から講師派遣依頼をいただき、令和6年9月29日（日）に三重県津市で開催された学術・保険研修会において、三重県柔道整復師会会員に対し災害共済給付制度とはどのような制度なのか、また、災害共済給付Webに掲載している「学校等事故事例検索データベース」の説明や紹介を行いました。

### 【研修会の概要】

研修会名：令和6年度 学術・保険研修会

研修会テーマ：保険集団指導

日程：令和6年9月29日（日）

会場：アスト津 4F アストホール

参加者：三重県柔道整復師会会員 130名

### 【研修会の様子】



### 【説明の内容】

災害共済給付制度については、以下の点を説明させていただきました。

- ①災害共済給付制度は、学校等の設置者が児童生徒等の保護者の同意を得てJSCとの契約により災害共済給付を行うもので、運営に関する経費を国、学校等の設置者、保護者の三者で負担する互助共済

制度であること

- ②学校の管理下において発生した児童生徒等のけがに対し、災害共済給付を行うことによって学校等が安心して教育活動を行ってもらい、つまり、「学校教育の円滑な実施に資する」という基本的な考え方のもとで運用されていること
- ③制度の特色である低額な掛金で手厚い給付が行えていることの理由として、国の補助・学校の設置者の制度に係る事務へのご協力が挙げられること
- ④医師等、特に柔道整復師会とは協定書を取り交して給付金請求用紙の証明にご協力いただいていること

事故防止の取り組みについては、災害共済給付Webに掲載している以下の点を説明させていただきました。

- ①災害共済給付がなされた9,000件以上の死亡・障害事例が検索できる「学校等事故事例検索データベース」の紹介と使い方
- ②外部有識者との協力により作成した、事故防止に役立てていただくための「教材カード」等の紹介

なお、講演時間の前に柔道整復師会の方と話をする時間があり、その際、「自治体の医療費助成を受けた場合、JSCの災害共済給付の取り扱いはどうなるのか。」「保護者は医療費助成を使用しても、災害共済給付から1割は必ずもらえるということを知らないのではないか。」等のご意見をいただきました。本件については、学校や設置者に対して、「災害共済給付請求ガイドブック」「機関紙」「災害共済給付Web」のよくあるご質問等において、「子ども医療費助成制度などの制度を利用した結果、窓口負担が無い場合でも、医療費総額の1/10の支給がありますので、請求いただけます。」と案内していることと、引き続き学校等の設置者等に対し制度の周知をしていくことを回答させていただきました。

いただいたご意見等を受け、災害共済給付制度の周知を、これまで以上に積極的に行っていく必要があると感じました。

